

全国国税局調査管理課長会議日程表

令和6年12月5日（木）

時 間	所要時間	議 題	
10:30～10:40	10分	調査査察部長訓示	—
10:40～10:45	5分	調査課長挨拶	—
10:45～12:15	90分	1 リスク・ベース・アプローチに基づく事務運営の推進 (1) 評価指標に基づく事務運営の状況 (2) 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組	意見交換
12:15～13:15	60分	(休憩)	—
13:15～14:50	95分	1 リスク・ベース・アプローチに基づく事務運営の推進（続き）	意見交換
14:50～15:05	15分	(休憩)	—
15:05～16:05	60分	2 調査部におけるDXの推進 (1) DXの推進に向けた取組 (2) KSK2・GSS導入後の調査等の事務運営	説明 意見交換
16:05～16:15	10分	3 中期的な観点による情報収集	説明
16:15～16:30	15分	4 その他説明議題 (1) デジタルインボイス普及に向けた周知広報 (2) 会計検査院の受検状況等 (3) 行政文書及び各種情報の管理徹底	説明
16:30～16:55	25分	5 他部課説明議題 (1) 査察事務の現状と調査部との連携 (2) 滞納の未然防止及び早期徴収の取組 (3) 監督評価事務 (4) 監察官室からの連絡事項	説明
16:55～17:00	5分	連絡事項	—

令和6年12月6日（金）

時 間	所要時間	議 題	
10:00～11:30	90分	6 國際課税の充実に向けた対応	意見交換
11:30～12:15	45分	7 経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題への対応 (1) 第1の柱の概要 (2) 第2の柱（「グローバル・ミニマム課税」）における所得合算ルールへの対応	説明 意見交換
12:15～13:15	60分	（ 休 憩 ）	—
13:15～13:50	35分	7 経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題への対応（続き）	説明・意見交換
13:50～14:50	60分	8 自由討議	—
14:50～15:00	10分	連絡事項	—

資料配付

資 料	担当課室
インボイス制度の円滑な定着に向けた取組	軽減税率・インボイス制度対応室
キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組	管理運営課
税理士法違反行為への対応について	総務課税理士監理室
国税不服審判所の現状	国税不服審判所

全国国税局調査管理課長会議出席者名簿

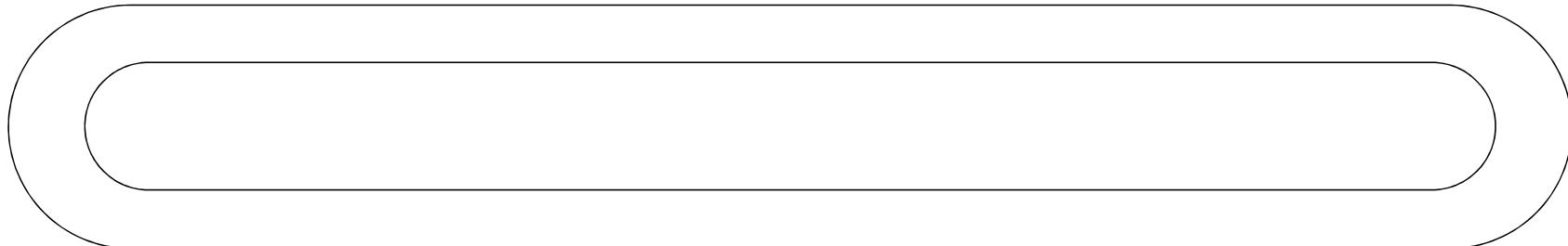
【令和6年12月5日(木)、6日(金)開催】

局	名	職	名	氏	名	
札	幌	調査査察部調査管理課長	た さか坂	ま さき	樹	
仙	台	調査査察部調査管理課長	お が鹿	ま さ	ニ子	
関	東	信	調査査察部調査管理課長	ほん だ田	ま け	匡
東	東	越	リ	くま くら倉	や す	お 雄
			国際調査課長	熊	と	登 志
			国際調査課長	お たか高	し お	夫
			国際調査課長	な かやま山	き よう	ニ子
			国際調査課長	ま ま松	あ きら	覺
			事前確認審査課長	せ ぬま沼	あ きら	輝
金	名	沢	調査査察部調査管理課長	か たやま山	ゆ う	じ 一
名	古	屋	リ	い しはら原	と	し な り 也
			部調査管理課長	た か木	か ず	よ 義
			調査総括課長	高 木	に ひ	秀
			国際調査管理課長	ね ごろ来	か く	よ 世
			国際調査課長	まえ かわ川	と も	ひ ろ 宏
			国際調査課長	い ま い井	か ず	よ 善
大	阪	調査第 一 部調査管理課長	す ぎむら 村	か つ	ゆ き	
		リ	国際調査管理課長	に 西	し ひ	弘
		リ	国際調査課長	か と う 藤	ま さ	と 人
		リ	事前確認審査課長	森 もり し た 下	ゆ う	じ 司
			部調査総括課長	くま もと 本	ま さ	み ち 道
広	島	調査第 二 部調査管理課長	奈 ら 良 寄	か つ	や 也	
高	松	調査査察部調査管理課長	に し そ の 園	て る て る	ゆ き 幸	
福	岡	調査査察部調査管理課長	西	輝	し る う	
熊	本	調査査察部調査管理課長	て ら もと 本	寺	史	
沖	繩	調査課	い と う 藤	た か	こ 子	

全国国税局調査管理課長会議配席図 第一会議室

令和6年12月5日（木） 10:30～17:00

説明者	中山企画専門官	最上主査官	藤田査官	福島企画専門官	中村査官	大西課長補佐官	西持調査課長	剣持調査課長	武田調査官	戸谷国際調査管理官	廣瀬国際企画官	新納課長補佐官	大山主査官	佐藤主査官	石井課長補佐官
●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

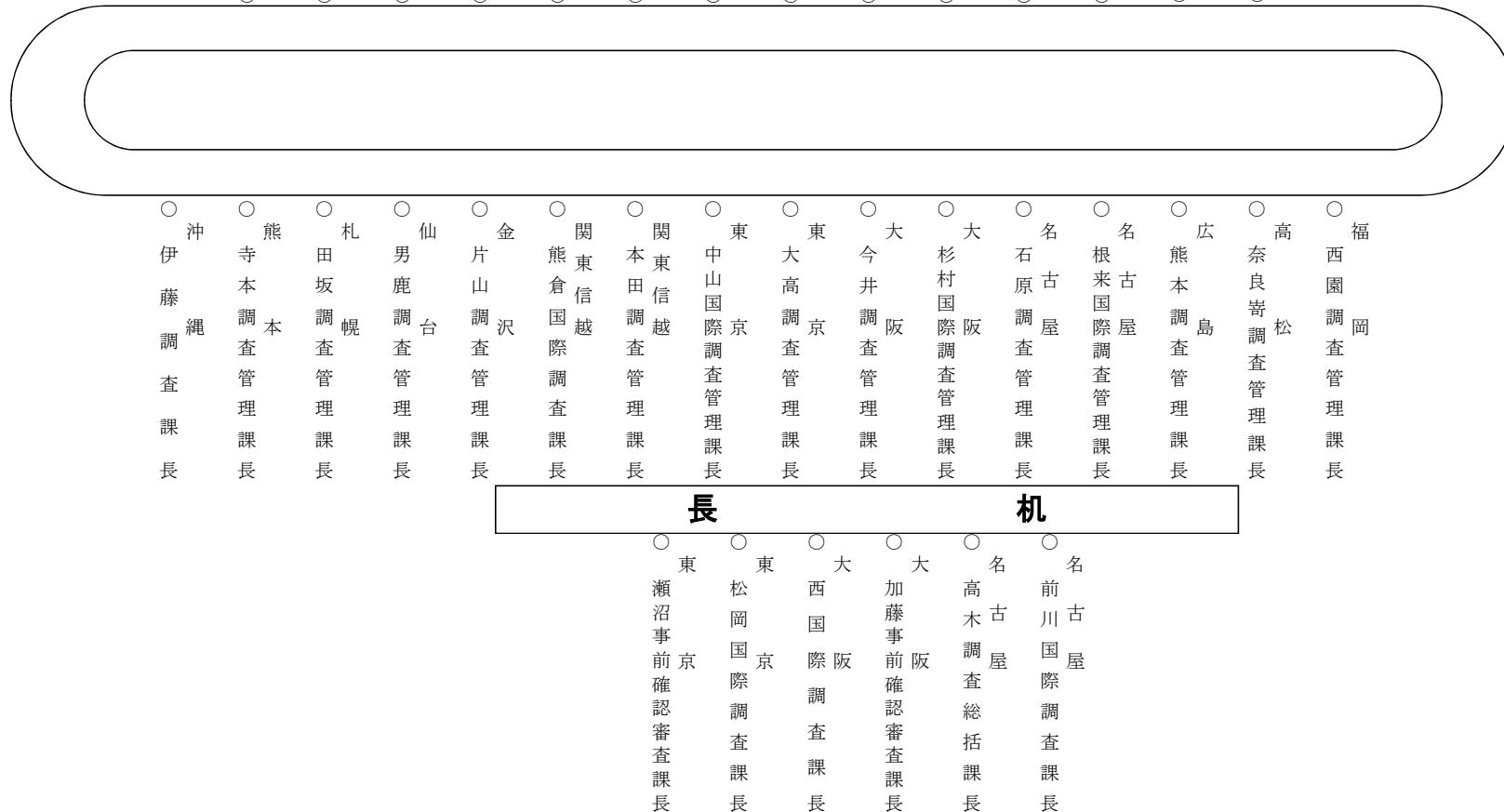


○ 沖伊藤繩調査課長	○ 熊本調査課長	○ 札幌調査課長	○ 仙台調査課長	○ 金沢調査課長	○ 関東調査課長	○ 東中山調査課長	○ 東京調査課長	○ 大井京調査課長	○ 大阪調査課長	○ 大阪調査課長	○ 名石原調査課長	○ 名古木調査課長	○ 広島調査課長	○ 高奈良調査課長	○ 福西園調査課長
○ 伊藤繩調査課長	○ 本調査課長	○ 本調査課長	○ 本調査課長	○ 本調査課長	○ 本調査課長	○ 古木調査課長	○ 古木調査課長	○ 島調査課長	○ 松島調査課長	○ 岡調査課長					
○ 伊藤繩調査課長	○ 本調査課長	○ 本調査課長	○ 本調査課長	○ 本調査課長	○ 本調査課長	○ 木調査課長	○ 木調査課長	○ 島調査課長	○ 島調査課長	○ 岡調査課長					
○ 伊藤繩調査課長	○ 本調査課長	○ 本調査課長	○ 本調査課長	○ 本調査課長	○ 本調査課長	○ 古木調査課長	○ 古木調査課長	○ 島調査課長	○ 島調査課長	○ 岡調査課長					

全国国税局調査管理課長会議配席図 第一会議室

令和6年12月6日(金) 10:30~15:00

石井課長補佐○
佐藤主査○
大山主査○
新納課長補佐○
廣瀬國際企画官○
戸谷國際調査管理官○
武田調査査察部長○
剣持調査課長○
大西課長補佐○
中山企画専門官○
藤島企画専門官○
藤田主査○
最上主査○
中山企画専門官○



情	開示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
府文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間 : 5年
(令和11事務年度末)

資料	1
----	---

令和6.12.5

調査課

リスク・ベース・アプローチに基づく事務運営の推進

調査課は、所管する大法人の税務コンプライアンスの維持・向上に努めることを通じて、税務行政全体における適正・公平な課税の実現を図ることをその使命としており、この使命を果たすため、リスク・ベース・アプローチに基づき、実地調査による複雑・困難事案への的確な対応と、大法人と協働関係を築いた上で自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に導く協力的手法を、効果的に組み合わせて所管法人全体を適切に監理し、大法人の税務コンプライアンスの維持・向上に努めている。

1 評価指標に基づく事務運営の状況

調査に当たっては、税務リスクが高い事案に取り組むことはもとより、調査課の役割を踏まえ重点的に取り組むべき分野へ優先的に事務量が配分されるよう促していく必要がある。

そのため、新たな評価指標を策定し、調査部職員に当該分野への積極的な取組・事務量配分を促すとともに、部次長・統括官等の幹部職員が当該分野への取組状況を適時・適切に把握・確認し、その評価・検証結果を各局の事務運営に反映させていくこととしている。

また、府局間においても、新たな評価指標を軸として意見交換・情報共有することにより、事務運営の評価・検証・改善を行うこととしている。

(意見交換事項)

上半期における評価指標に基づく事務運営の状況・評価及びそれらを踏まえた下半期の取組方針について意見交換を行う。

2 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

大法人の税務コンプライアンスの維持・向上のためには、税務に関するコーポレートガバナンスを充実させていくことが重要かつ効果的であり、特官所掌法人に対して、その充実を促すことに取り組んでいる。

令和6事務年度からは、同取組の対象拡大を見据え、特官所掌法人以外の一部の法人を対象に、特官所掌法人と同様の評価方法による取組の試行を開始したところ。

(意見交換事項)

各局における上半期の試行実施状況及び試行を通じて把握された課題等について意見交換を行う。

情	開示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年
(令和11事務年度末)

資料	2
----	---

令和6.12.5

調査課

調査部事務におけるDXの推進

(1) DXの推進に向けた取組

令和5事務年度に策定された「データ活用推進第三次中期計画」においては、今事務年度からの3年間を国税当局におけるデータ活用の「発展期」と位置付けており、これまで以上に事務運営等にデータ活用を「実装」させていく必要がある。

その中で、調査課においては、リスク・ベース・アプローチに基づく事務運営を基本方針として、「デジタル技術の活用」、「デジタル化の推進」及び「デジタル人材の育成」の3つの観点から、DX推進に向けた各種取組を実施しているところである。

そのため、法人情報管理統合システムの更なる利便性の向上・精緻化に係る取組、調査事務等における生成AI（大規模言語モデル）の利活用等に係る取組及び調査官等のデータ活用に係るスキル等を高めるための支援等を行う取組等について、より一層検討を進める必要がある。

(2) KSK2・GSS導入後の調査等の事務運営

令和8事務年度以降においては、KSK2及びGSS導入に伴うデータを中心とした事務処理やコミュニケーションツールの利用などにより、調査事務等を取り巻く環境が大きく変化する。

調査課においては、データ活用等による一層の効率化・高度化を図ることにより、環境変化を踏まえた調査等の事務運営について整備する必要がある。

(意見交換事項)

KSK2及びGSS導入後の調査等の事務運営について見直すべき事項やKSK2及びGSS導入後の調査等の事務運営を見据えた各局における効果的な取組等について、意見交換を行う。

全国国税局調査管理課長会議資料

情	開示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間 : 5年
(令和11事務年度末)

資料 3

令和6.12.5

調査課

中期的な観点による情報収集

調査課は、調査等を通じて培った先端取引に関する専門的知識、業種ノウハウ及び情報を国税組織全体に還元することが役割として求められている。

そのため、将来的な課税リスクを見据えた中期的な観点による情報収集や局署を跨いだ連携・協調体制の充実に取り組んでいく必要がある。

全国国税局調査管理課長会議資料

情 報	開 示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公 開	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開 5.	審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間: 5年
(令和11事務年度末)

資料 4

令和6.12.5

調査課

デジタルインボイス普及に向けた周知広報

「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2023—」(令和5年6月公表)において、新たな取組の柱として追加した「事業者のデジタル化促進」に向けて、庁局署一体となって周知広報に取り組んでいるところである。

事業者へのアプローチに当たっては、事業規模によってデジタル化の進度等も異なることから、事業者をデジタル化の進度によりセグメント化した上で、各種施策に取り組む必要がある。

情	開示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年
(令和11事務年度末)

資料	4
----	---

令和6.12.5

調査課

行政文書及び各種情報の管理徹底

1 行政文書及び各種情報の管理徹底

(1) 行政文書・情報の管理の必要性

国税庁は、申告情報や個人番号等、納税者の極めて重要な情報を大量に取り扱っており、ひとたび納税者に関する情報が流出した場合には、納税者からの税務行政に対する信頼を失いかねないことから、行政文書・情報の厳格な管理に努め、厳正・的確な事務処理を徹底する必要がある。

なお、各種情報処理機器、情報記録媒体及びソフトウェアについては、その性質上、大量の情報が含まれることから、その取扱いには細心の注意を払う必要があることに留意する。

(2) 行政文書の適切な管理

職員一人一人が行政文書の適切な管理の重要性について認識した上で、「国税庁行政文書管理規則」(平成23年国税庁訓令第1号)等に定める事務処理手順を遵守し、政府全体の方針に沿って、行政文書管理の適正化に向けて取り組むとともに、行政文書の紛失等の未然防止を徹底する必要がある。

また、令和4年2月に改正された「行政文書の管理に関するガイドライン」等において、電子媒体により作成・取得・管理することを基本とする旨が新たに明記(別紙1参照)されたところ、国税庁全体の方針に沿って、行政文書の電子的管理に向けた取組を推進していく。

2 緊急対応事案への対応

行政文書の紛失等事案を含む緊急対応事案が発生した場合には、①事実関係を迅速かつ的確に把握し、②事案発生後の処理を適切に実施するとともに、③その事案が発生するに至った原因を確実に究明・分析し、④実効性のある再発防止策の検討・実施に努めることとしている。

なお、その際には、①管理職員は、自ら情報の収集に努めるとともに、②庁・局・署間において主管課・総務課によるダブル・トラック方式により報告を行い（別紙2「緊急対応体制イメージ図」参照）、③事案の類型に応じ、関係課へ報告・連絡を行うことにより、適切に対応することとしている。

また、緊急対応を行うべき不適切事案の範囲及び事案の発覚から庁へ第一報（口頭でも可）を報告するまでの標準報告期限を設定し、不適切事案に関する庁・局・署間の報告遅延を防止している（別紙3「緊急対応事案類型別報告期限一覧表」参照）。

おって、事案の終結後に新たな事実が判明した場合についても、遅滞なく関係課へ報告・連絡を行い、適切に対応する。

情	開示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
付	文書保存年限 5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間: 5年
(令和11事務年度末)

資料 6

令和6.12.6

調査課

国際課税の充実に向けた対応

国際課税を取り巻く環境変化に対して効果的かつ効率的に対処し、国際課税分野を含む調査部全体のパフォーマンスの最大化を図ることを目的として、東京局、大阪局、名古屋局及び関東信越局の国際課税に係る機構を令和2事務年度に再編した。

再編後は、国際課税分野横断的な観点からのリスク管理が可能となり、多角的なリスクへの対応を図ってきたところである。

引き続き必要な見直しを行いつつ、様々な課題に適切に対応すべく、国際課税の充実に向けた事務運営を推進していく必要がある。

(意見交換事項)

再編後の事務運営において把握された課題を踏まえ、国際課税の充実に向けた対応について意見交換を行う。

情 報	開示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公 開	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間 : 5年
(令和11事務年度末)

資料 7

令和6.12.6

調査課

経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題への対応

経済のグローバル化・デジタル化に伴うビジネス形態の変化が進む中で、経済実態を反映した国際課税制度の見直しが議論され、令和3年10月、OECD及びG20BEPs包摂的枠組み（IF：Inclusive Framework）で二本の柱について合意が取りまとめられた。

(1) 第1の柱の概要

第1の柱のうち、利益Aは、新たな多数国間条約の締結により、グローバル企業グループが物理的拠点（いわゆるPE）なしに活動する市場国に対しても新たに課税権を配分する制度である。全世界売上が200億ユーロ超かつ利益率が10%超のグローバル企業グループを対象としている。この多数国間条約については、後述する利益Bを含む第1の柱に関する最終パッケージの交渉を迅速に妥結した上で可能な限り早期に最終化及び署名開放し、令和7年中の発効を目指すこととされている。

また、利益Bは、「基礎的マーケティング・販売活動」について、移転価格税制の適用の簡素化・合理化することを目的とした仕組みとされており、合意された利益Bガイダンスに基づき、令和6年2月にOECD移転価格ガイドラインが改定・公表された。これにより、利益Bの適用を選択した国は、令和7年1月以降に開始する事業年度における自国内の適用対象取引に対して、利益Bを適用できることとされている。

今後は、第1の柱に関して、国際的な議論に引き続き参加するとともに、国際的な合意等を踏まえて、執行の観点から検討を進め、適切に対応していく。

(2) 第2の柱（「グローバル・ミニマム課税」）における所得合算ルールへの対応

第2の柱であるグローバル・ミニマム課税は、年間総収入金額が7億5千万ユーロ以上の多国籍企業を対象として、国際的

に合意された最低税率（15%）を下回る国における最低税率までの課税を確保する制度である。

そのうち、所得合算ルールに係る法制化として創設された各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税については、令和6年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用されている（制度創設後も数か月に一度執行ガイダンスが発出され、追加の税制改正等も見込まれる。）。本制度に対応するため、法令解釈通達、Q&A等を公表するとともに、専門的な知識を習得するための職員向け研修を実施してきたところ。令和6年4月の本制度の施行後は、庁局で連携し、外部からの質疑に的確に対応しており、今後も、積極的な制度の周知・広報等を進めるとともに、追加の改正等も踏まえて、適切に対応していく。

また、多くの法人に係る初回申告期限が令和8年9月末であることを踏まえ、本制度を適切に執行していくための各局の体制の方向性について検討していく必要がある。

（意見交換事項）

所得合算ルールを適切に執行するための各局における体制について、意見交換を行う。

情 報	開 示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公 開	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)	
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間: 5年
(令和11事務年度末)

資料 8

令和6.12.6

調査課

自由討議

調査課においては、リスク・ベース・アプローチの基本方針の下、調査課の役割を踏まえ、高い専門性が必要な複雑・困難な事案など重点的に取り組むべき分野への的確に対応する必要がある。

そのためには、調査部調査の経験の少ない職員の育成のほか、国際課税分野など高度な専門的知識を有する人材の育成が不可欠である。

(自由討議)

調査課の役割を果たしていくために重点的に取り組むべき分野に対応するための人材の育成について討議を行う。

情 報	開 示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公 開	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開 5.	審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間: 5年
(令和11事務年度末)

資料 5-1

令和6.12.5

査 察 課

査察事務の現状と調査部との連携

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事责任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としている。

この目的を達成するため、査察事務の運営に当たっては、社会的に非難されるべき悪質な脱税者を的確に摘発し検察官に告発できるよう、情報事務と調査事務を通じて、組織力を発揮した効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、社会的波及効果が高い事案の立件・処理に積極的に取り組むこととしている。

近年の経済社会のデジタル化・国際化等の進展など、査察を取り巻く環境が大きく変化する中、これらの変化に的確に対応し、引き続き社会的に非難されるべき悪質な脱税者を摘発していくため、調査部と連携を密にし、経済社会情勢に着目した戦略的な取組に際しての協調を的確に行うこととしている。

○ 着手及び告発件数の推移

項目	年 度	令和元	2	3	4	5
着手件数		件 150	件 111	件 116	件 145	件 154
処理件数 (A)		165	113	103	139	151
告発件数 (B)		116	83	75	103	101
告 発 率 (B/A)		% 70.3	% 73.5	% 72.8	% 74.1	% 66.9

○ 税目別の告発件数の推移

税目	年度		令和元		2		3		4		5	
	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合
所 得 税	件 17	% 15	件 8	% 10	件 9	% 12	件 19	% 18	件 14	% 14		
法 人 税	64	55	55	66	43	57	47	46	59	58		
相 続 税	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1		
消 費 税	内 11 32	28	内 9 18	22	内 9 21	28	内 16 34	33	内 16 27	27		
源泉所得税	3	2	2	2	2	3	1	1	0	0		
合 計	116	100	83	100	75	100	103	100	101	100		

(注) 消費税の内書は、消費税不正受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む）の告発件数である。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公 開	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

資料 5-2

令和6.12.5

徴収課

滞納の未然防止及び早期徴収の取組

適正・公平な課税は、納税がなされて初めて実現されるとの理念の下、滞納の未然防止については、国税組織全体として取り組む必要があることから、賦課・徴収が緊密に連携し、積極的に取り組んできたところである。

令和6事務年度においても、令和6年6月27日付徴徴2-28ほか14課共同「滞納の未然防止等に関する取組について」(指示)に基づき、賦課・徴収の一層の緊密な連携の維持・強化により、引き続き、次の施策に取り組んでいただきたい。

【滞納の未然防止・早期徴収に関する施策】

- 期限内納付及び納税についての納税者利便の向上に関する広報・周知
- 納期限前後における納付指導の実施
- 調査時における滞納の未然防止等
- 源泉所得税の未納に対する賦課・徴収の連携・協調

情 報	開 示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公 開	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年
(令和11事務年度末)

資料 5-3

令和6.12.5

監督評価官室

監督評価事務

1 監督事務

(1) 全庁的監督

全庁的監督は、長官の命により、国税庁組織全体の事務運営から特定事項をテーマとして設定し、全国統一的に実施する監督事務である。

国税庁においては、リモートワーク環境を積極的に活用し、働き方改革に取り組むこととしているほか、今後、GSSへの移行によって、リモートワーク環境の更なる進展が見込まれることから、その適正かつ効果的な運用に資するため、「リモートワークの現状と課題～リモートワーク環境の更なる進展を見据えて～」を令和6事務年度の全庁的監督テーマとして事務監察を実施する。

(2) 局別監督

局別監督は、局長の要請により、局署の事務運営等のうち特定事項をテーマとして設定し、各局で実施する監督事務である。なお、令和6事務年度における各局のテーマは、次のとおりである。

派遣室	テーマ名	派遣室	テーマ名
札幌	職場におけるカスタマーハラスメントの現状と組織的課題	大阪	局署間の情報共有等の現状と課題
仙台	署総務事務の現状と課題 ～センター化全署実施を見据えて～	広島	小規模署の事務運営の現状と課題
関東信越	職場環境の現状と今後の在り方 ～多様性尊重に向けて～	高松	事務系統横断的な取組の現状と今後の方向性
東京	内部事務のセンター化対象署の運営の現状と課題	福岡	納税者等からのクレーム対応の現状と課題 ～カスタマーハラスメント等対策～
金沢	小規模署の現状と今後の在り方 ～エリア運営を中心として～	熊本	署総務課事務の現状と今後の在り方 ～内部事務センター化に向けて～
名古屋	苦情等対応の現状と課題 ～カスタマーハラスメントへの対応等を中心として～	沖縄	職場環境の現状と今後の在り方 ～多様性尊重に向けて～

(3) 行政文書等の事務監察

行政文書等の事務監察は、国税庁の保有する行政文書等の管理及び取扱いの更なる徹底を図るため、①訓令等に従った管理・取扱いが適切に行われているか、②把握した手続誤りや発生した緊急対応事案等への対応策が適切に講じられているかといった観点から、書面監察及び実地監察を実施している。

また、事務監察の実施に当たっては、文書管理システムに関する項目など、行政文書の適正な電子的管理に向けた取組も行っている。

これらの事務監察結果は、総括文書管理者（国税庁次長）へ報告することとしている。

2 実績評価事務

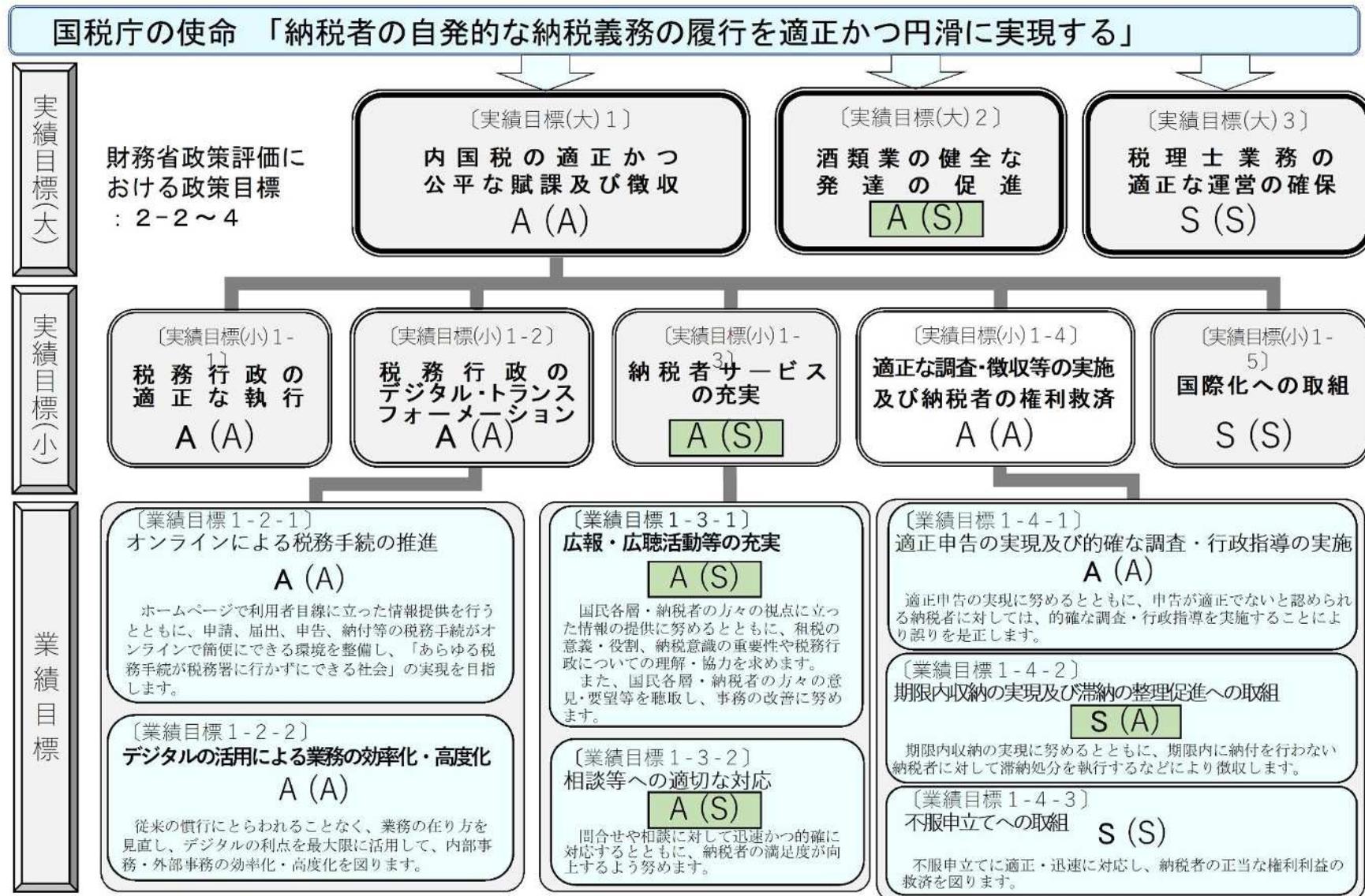
(1) 令和5事務年度の評価結果

令和5事務年度の評価結果については、別紙1のとおりであり、これらの評価結果をその後の事務運営に的確に反映し、P D C Aサイクルを通じて、効率的で質の高い税務行政を実施していくこととしている。

＜令和5事務年度における主な測定指標の達成度（調査課関係）＞

測定指標名	目標値	実績値	達成度
・調査関係事務の割合（調査課分）	85%	86.4%	○
・効果的・効率的な調査事務運営の推進	(定性目標)	-	○
・大法人の税務コンプライアンスの維持・向上	(定性目標)	-	○
・大口・悪質な不正事案等への的確な対応	(定性目標)	-	○
・国際化や新分野の経済活動への的確な対応	(定性目標)	-	○

令和5事務年度の評価結果



※ 各目標の符号は令和5事務年度の評定。()は令和4事務年度の評定。[]は令和4事務年度と異なる評定となったもの。評定は、S+、S、A、B、Cの5段階。

(2) 令和6事務年度の取組（実施計画）

令和6事務年度の実施計画においては、令和5事務年度の実績目標を維持しつつ、令和5年6月に策定した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023－」の新たな柱である「事業者のデジタル化促進」を業績目標として新設するとともに、これまでの取組結果や今後の取組方針等の観点から、所要の見直しを行った。

国税庁の任務である「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」の実現を図るため、これらの目標を認識して事務に取り組む必要がある。

＜令和6事務年度における主な測定指標（調査課関係）＞

測定指標名	目標値
・調査関係事務の割合（調査課分）	85%
・効果的・効率的な調査事務運営の推進	（定性目標）
・大法人の税務コンプライアンスの維持・向上	（定性目標）
・大口・悪質な不正事案等への的確な対応	（定性目標）
・国際化や新分野の経済活動への的確な対応	（定性目標）

「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図(令和6事務年度)



(注)下線部は、前事務年度からの変更箇所(新設)

情	開示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間 : 5年
(令和11事務年度末)

資料 5-4

令和6.12.5

監察官室

監察官室からの連絡事項

人事院が発表した令和5年における懲戒処分の状況によると、公務員全体の懲戒処分は240人と前年の234人から6人増加しており、国税庁における懲戒処分は46人で、前年同期の32人から14人の増加となっている。

また、令和5事務年度においては、兼業禁止違反や職務専念義務違反のほか、賭博行為や虚偽の医療費控除を計上した不適正申告事案等、国家公務員としてあるまじき非行事件が発生し、マスコミにも大きく報道されるなど、国税組織の信頼は著しく低下しかねない状況にある。

これら非行事案の発生要因を見ると、根本的には職員自身の非行に対する認識の甘さ、身勝手な行動等によるものがほとんどであることから、幹部職員が職員の抱える問題、兆候等をいち早く把握してその改善、解消を図るとともに、職員に対して税務職員としての立場と職責の重要性、非行を起こしたことにより受ける処分の内容や職員のみならず国税組織が受ける深刻な影響について、十分に認識させることが未然防止に繋がるものと考えられる。

このため、幹部職員は部下職員の模範となるべく自らの身を律し、より一層、事務管理の徹底を図るとともに、職員の身上を的確に把握して適切な指導・助言を行い、非行の未然防止、再発防止に努めることが肝要である。

全国国税局調査管理課長会議資料

情 報	開 示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公 開	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)	
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間: 5年
(令和11事務年度末)

資料 資1

令和6.12.5
6

軽減税率・インボイス制度対応室

インボイス制度の円滑な定着に向けた取組

インボイス発行事業者の登録件数は、令和6年8月末日時点で約458万件となっているところ、インボイス制度の円滑な定着に向けて、令和6事務年度も引き続き制度の周知を行うとともに、インボイスの登録をするか否かを検討している事業者をはじめ、個々の事業者の立場に寄り添った丁寧な相談対応等に取り組む。

情 報	開 示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公 開	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年
(令和11事務年度末)

資料 資2

令和6.12.5
6

管理運営課

キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組

国税の納付については、納税者の利便性の向上と納税事務・税務執行の効率化を図るとともに、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、財務省が策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」に基づき、令和8（2026）年度までにキャッシュレス納付割合を5割とすることを目指している。

また、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの推進の観点から、キャッシュレス納付への移行を加速させていく必要がある。

現金による納付の大半を金融機関の窓口納付が占めていることを踏まえ、金融機関、関係民間団体や地方公共団体とも連携し、特に、納付機会の多い源泉所得税（自主納付分）を窓口で納付している納税者に対するキャッシュレス納付の利用勧奨等に取り組む。

情	開示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間 : 5年
(令和11事務年度末)

資料 資3

令和6.12.5

6

総務課税理士監理室

税理士法違反行為への対応について

1 基本的な考え方

国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを達成するため、税理士及び税理士法人がその公共的使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、税理士業務の適正な運営の確保に努める必要がある。

2 税理士法違反行為情報の収集と課税調査等と税理士調査の連携

各国税局(所)における税理士監理官及び税理士専門官等は、税理士法違反行為の疑いがある税理士・税理士法人や税務書類の作成等を行っている税理士等でない者に対する調査等を行っている。

これらの調査等を効果的・効率的に実施するためには、

① 税理士等による税理士法違反行為(故意による不真正税務書類の作成や調査妨害、その他税理士法に規定する各種義務違反行為など)

② 税理士等でない者による税務書類の作成などの税理士法違反行為

に関する情報の収集が不可欠であることから、課税調査担当者が、課税調査の過程において多額の不正行為の事実を把握などしたときには、税理士等の不正関与等の有無を必ず確認し、不正関与等の疑いがあると認められる場合には、税理士監理官への速やかな連絡を行うとともに、平成14年6月28日付官総6-106ほか12課共同「『関係各部課及び税務署から税理士監理官への情

報提供要領』の制定について」（事務運営指針）に則って、「税理士等情報せん」を作成して、局税理士監理官へ情報提供することとしている。

また、令和6年6月19日付官税1-40ほか15課共同「令和6事務年度における税理士関係事務の運営に当たり特に留意すべき事項について」（指示）において、課税調査担当者から、課税調査において税理士法違反行為の疑いを把握した旨の連絡があった場合、局署税理士事務担当者は、当該課税調査の担当部署との間で、課税調査や税理士法違反行為に係る調査の処理方針等について意識共有を図るとともに、当該担当部署に対して、税理士法違反行為に関する証拠資料の収集と保全を確実に行うよう依頼することとしている。

加えて、課税調査において税理士による調査妨害が疑われる行為を把握した場合は、具体的な事実に基づく当該行為の詳細（日時、場所、当方及び相手方の言動に関する具体的な事実など）について、調査経過記録書に確実に記録を残すなど、適時・適切な証拠資料の収集・保全が重要である。

このため、税理士法違反行為情報の収集と課税調査と税理士調査の連携についてお願ひするもの。

情	開示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年
(令和11事務年度末)

資料 資4

令和6.12.5

6

国税不服審判所

国税不服審判所の現状

1 審査請求の状況

(単位：件、%)

会計年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	前年対比
請求件数	3,104	2,563	2,237	2,482	3,034	3,917	129.1
内調査部(課)	93	153	121	98	134	117	87.3
内査察関連	142	99	39	109	154	117	76.0
処理件数	(216件、7.4%) 2,923	(375件、13.2%) 2,846	(233件、10.0%) 2,328	(297件、13.0%) 2,282	(225件、7.1%) 3,159	(279件、9.7%) 2,873	— 90.9
内調査部(課)	(2件、1.4%) 139	(25件、30.1%) 83	(4件、2.8%) 142	(15件、11.2%) 134	(5件、4.9%) 102	(6件、4.6%) 131	— 128.4
内査察関連	(6件、3.0%) 200	(2件、1.8%) 111	(2件、2.2%) 91	(3件、7.0%) 43	(0件、0.0%) 142	(16件、8.4%) 191	— 134.5
未済件数	2,595	2,312	2,221	2,421	2,296	3,340	145.5
内調査部(課)	88	158	137	101	133	119	89.5
内査察関連	265	253	201	267	279	205	73.5

(注) 1 処理件数欄の括弧書きは、認容件数及び認容割合を表す。

2 請求、処理及び未済の各件数は、国税通則法に基づくもののほか、行政不服審査法に基づく審査請求を含む。

2 審理手続の計画的進行

適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るため、審査請求については、裁決をするまでに通常要すべき期間（標準審理期間）を1年と定め、これを公表している。なお、実績の評価における測定指標として「審査請求の1年以内の処理件数割合」を設定している。

また、審査請求事件の審理においては、審査請求人、原処分庁及び担当審判官が、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならないとされている（国税通則法第92条の2）。

【参考：1年以内の処理件数割合の推移】

（単位：%）

会 計 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
1年以内の処理件数割合	99.5	98.0	83.5	92.6	95.4	99.1	—
目 標 値	95	95	95	95	95	95	95

（注）処理件数割合は、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間を除いて算出。

また、令和3会計年度以降は、これらに加え、災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間を除いて算出。

3 国税審判官（特定任期付職員）の外部登用

国税不服審判所では、平成19年7月から、弁護士や税理士などの民間専門家を国税審判官（特定任期付職員）として採用する外部登用を開始しており、平成22年度には、平成23年度税制改正大綱を受けて、民間専門家等の高度な専門的知識や実務経験を活用するとともに、審査請求事件の審理の中立性・公正性を向上させる観点から、国税審判官への外部登用の拡大についての方針と工程表を策定・公表した。

その後、平成25年7月には、事件を担当する審判官の半数程度（50名）が外部登用者となり、現在に至っている。

なお、令和6年7月10日現在の在職者の内訳は、弁護士出身者25名、税理士出身者19名、公認会計士出身者6名となっている。